

（非常点滅表示灯）

第139条 非常点滅表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第41条の3第2項の告示で定める基準は、第137条第1項（第3号の表のロ、ハ及びニを除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）に定める基準を準用する。

2 指定自動車等に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

3 非常点滅表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第41条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 非常点滅表示灯については、第137条第3項第1号、第2号及び第5号から第7号まで並びに第4項（第7号から第10号まで及び第13号を除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には同条第4項第1号に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置（74／61／EEC（欧州経済共同体指令）に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。）の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書きの規定に適合するものとする。

二 すべての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。

三 左右対称に取り付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。

四 非常点滅表示灯は、手動で操作するものでなければならない。ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が発生した衝突事故又はその他衝突事故となるおそれがある場合にあっては、自動で作動させることができる。この場合において、急激な減速に連動して自動的に作動するものであってはならない。

4 次に掲げる非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯